

木の香る多摩産材住宅普及事業 Q&A

Q 1. 住宅展示場の規程では、1 区画内に 1 棟の住宅しか建てられないことになっている。募集要件では、一次取得者向け住宅と二次取得者向け住宅の 2 案を提出することになっているが、どうすれば良いのか？

A 1. 最終的に一次取得者向け住宅と二次取得者向け住宅の間の 1 階部分を廊下で連結することにより、1 棟とすることを想定しております。最終的に住宅 2 棟を連結することを想定した設計としてください。なお、一次取得者向け住宅及び二次取得者向け住宅について、それぞれ異なる事業者の案が選定された場合、連結部分について 2 事業者間で協議の上、設計案を確定して頂くことになります。

Q 2. 提出した設計案については、2 案とも選定されるのか？

A 2. 審査会を開催し、一次取得者向け住宅案、二次取得者向け住宅案で、それぞれ評価が最も高かったものを選定します。そのため、事業者が提出した 2 案がそれぞれ最も評価が高い場合は、2 案とも選定されることも想定されます。

Q 3. 一次取得者向け住宅案、二次取得者向け住宅案で、それぞれ別の事業者が設定された場合、それぞれの住宅の連結部分の費用配分は事業者間でどのようなようになるのか？

A 3. 費用配分については、2 事業者間で協議の上、決定して頂くことになります。

Q 4. 設定敷地面積は、一次取得者向け住宅が 6 6 m²、二次取得者向け住宅が 9 5 m²となっているが、どのような考え方になるのか？

A 4. 別紙「敷地面積の考え方について」をご覧ください。なお、2 棟の住宅を連結する廊下については、設定敷地面積には含めないものとします。